

# 第51回衆議院議員総選挙のお知らせ

## ■選挙期日（投票日時）

令和8年2月8日（日）

午前7時から

午後6時まで

## ■投票場所

投票区名	行政区	投票場所
第1投票区	長野原・与喜屋	長野原町役場
第2投票区	川原畠・川原湯・横壁・林	旧長野原町立第一小学校
第3投票区	大津・羽根尾	大津地区多目的集会施設
第4投票区	応桑	応桑地区多目的集会施設
第5投票区	北軽井沢	北軽井沢住民センター

## ■投票できる方

- 下記（1）から（4）までを全て満たしている方が投票できます。
- (1) 日本国民である
  - (2) 公民権停止等がない
  - (3) 令和7年10月26日までに長野原町へ転入届を済ませた方（生まれたときから引き続き長野原町に住んでいる方は、問題ありません）
  - (4) 平成20年2月9日までに生まれた方（満18歳以上）

### ■登録の移し替えをしない期間

令和8年1月11日（日）～2月8日（日）

### ■名簿登録基準日及び登録日

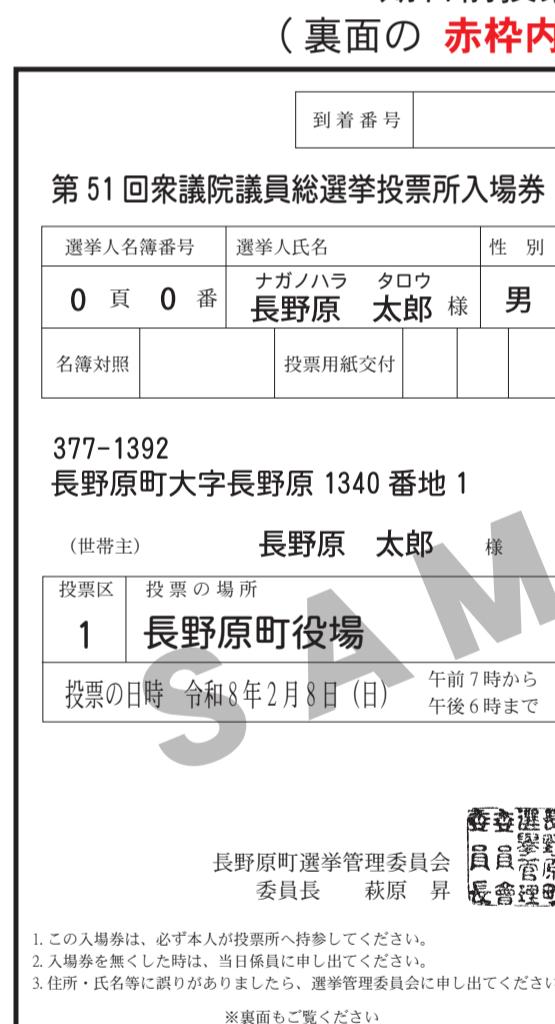
令和8年1月26日（月）

### ■公示日

令和8年1月27日（火）

### ■選挙人名簿閲覧休止期間

令和8年1月27日（火）～2月13日（金）



（表面）

〔お知らせ〕  
○ 投票日の当日、仕事等のため投票できない人は期日前投票をすることができます。この入場券を持参のうえ下記の場所へお出かけください。

期日前投票所の場所	1月28日(水)から2月7日(土) ◆長野原町役場 毎日午前8時30分から午後8時まで
期日前投票所のできる期間及び時間	2月5日(木)から2月7日(土) ◆応桑地区多目的集会施設 毎日午後1時から午後7時まで

【期日前投票をされる人は、こちらを記入してお持ちください。】

私は、令和8年2月8日執行の第51回衆議院議員総選挙の当日、下記のいずれかの期日前投票又は不在者投票の事由に該当する見込みです。

- 仕事、学業、地域行事、冠婚葬祭その他の用務に従事
- 用事又は事故のため、投票所のある区域の外に外出・旅行・滞在
- 疾病、負傷、出産、老衰、身体障害等のため歩行が困難又は刑事施設等に収容
- 交通至難の島等に居住・滞在
- 住所移転のため、本町以外に居住
- 天災又は悪天候により投票所に行くことが困難

上記は真実であることを誓います。

令和8年\*\*月\*\*日（投票する日）

氏名 （自署）	長野原 太郎	生年 月日 29年10月**日
現住所	長野原町大字長野原 1340番地1	
選挙人名簿 に記載され ている住所	長野原町大字 ※現住所と異なる場合のみ記入してください。	

（裏面）

## ■期日前投票について

投票日当日に都合の悪い方は、下記のとおり期日前投票及び不在者投票ができます。

「応桑地区多目的集会施設」でも期日前投票ができます。

会場	投票できる日	投票できる時間
長野原町役場	1月28日(水)から 2月7日(土)まで	午前8時30分から 午後8時00分まで
応桑地区 多目的集会施設	2月5日(木)から 2月7日(土)まで	午後1時00分から 午後7時00分まで

### ● 国民審査について

2月1日より期日前投票が開始されます。

（1月31日までに小選挙区等の投票がお済みの方も再入場ができます。）

- ※ 期日前投票は、町内お住まいの投票区に関係なく、どちらか一方の会場で投票することができます。
- ※ 期日前投票をしようとする方は、入場券の裏面にある「期日前投票宣誓書」を記入の上、お越しください。
- ※ 期日前投票期間や投票日当日にも投票に来られない方は、不在者投票をすることができます。詳しくは、長野原町選挙管理委員会までお問合せください。